

通報・相談窓口

不正が発覚すれば・・・

不正をおこなった研究者(学部生も含む)は、対象となるレポート・論文の取り下げ、単位の取り消し、学位取り下げ処分だけではなく社会からの非難を受けることとなります。

不正行為が認定されると大学内での懲戒処分、刑事告発、民事訴訟などの措置をおこなわざるをえない場合もあり将来のあなたの信用問題にもかかわってきます。

また、研究者個人へのペナルティだけではなく、本学にも大きな影響を及ぼし、社会的信用の失墜や研究機関としての責任が問われることとなります。

自らが不正行為に関与しておらず、周囲で不正が発覚した場合でも見て見ぬふりをせず相談窓口・通報窓口まで相談してください。

「つい、うっかり」がないよう正しい知識を。

研究活動に関する相談窓口

【学部等事務室】

TEL 0561-62-4111(代)

FAX 0561-63-9308

MAIL kaken@asu.aasa.ac.jp

研究費の不正・研究活動における不正行為に関する通報窓口

【大学内窓口】

- コンプライアンス推進責任者
(学部長など各部局の長。学内からに限る)
- 研究倫理教育責任者
(学部長など各部局の長。学内からに限る)
- 愛知淑徳大学 長久手キャンパス 総務事務室
〒480-1197 愛知県長久手市片平二丁目9
TEL 0561-62-4111(代)
FAX 0561-63-1977
MAIL soumu@asu.aasa.ac.jp

愛知淑徳大学

正しく研究活動をするために

～研究活動にかかる不正行為について理解していますか？～

近頃、研究活動上の不正行為が社会問題となりつつあります。学部生であっても研究者とみなされますので、今一度ガイドラインを確認し実りある学生生活を送りましょう。



愛知淑徳大学

研究活動における不正行為

捏造

存在しないデータ・研究成果を作成すること。



改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作をおこない、データ・研究活動によって得られた結果などを真正でないものに加工すること。



盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。



研究費の不正使用

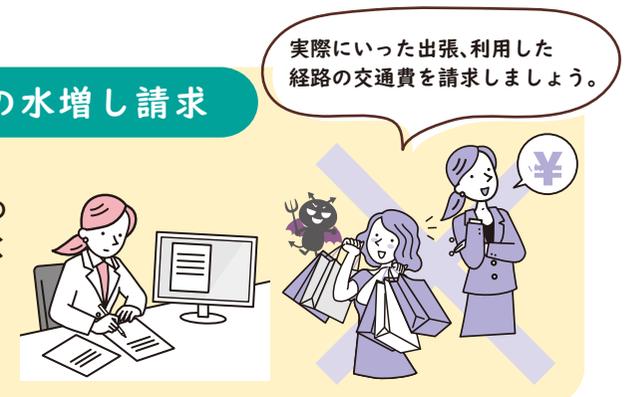
カラ謝金・給与

研究補助作業などで、実際とは異なる勤務日時を申告し謝金や給与を多く受給すること。



カラ出張・交通費の水増し請求

偽りの出張を申請し(日程の水増しも含む)、実際より多くの旅費を受給すること。



物品購入

物品購入の際に納品書や請求書を捏造し、大学から支給された研究費を別の用途に流用すること。

